所在地　牛込区早稲田鶴巻町一〇七
労働者　六六名
参加者　二〇名
争議経過
事業不振ノ理由ノ下ニ職工六名ニ対シ十一日分ノ手当ヲ支給シテ
解雇セシニ依リ九月十九日遂ニ争議ヲ惹起セリ
要求事項
一、解雇ノ取消シノ事
一、通算十ヶ月以上勤続ノ臨時工ヲ本雇トスル事
一、争議ニ要セシ欠勤ノ日給全額ヲ支給スルコト
一、年二回定期昇給ヲ実施スルコト
一、皆勤賞与ヲ復活スルコト
一、残業手当ヲ支給スルコト

解決状況
九月廿六日左記条件ニテ解決ス
一、解雇者七名（手当金一ヶ月分支給）
一、従業員十七名ニ永年勤続者トシテ金一封ヲ支給ス
一、従業員ハ社ニ対シ謝罪スルト共ニ従業員ニ対シ各々増給
並ビ給スヘシ
一、争議ニ参加中ノ欠勤ハ結局従業員ナル名目ヲ以テ争議費トシテ
取扱ハズ各ニ一ヶ月分ノ手当金、三ヶ月支給ス
(四)黒澤工業株式会社（八、二七—九、二二）
所在地　府下大崎町桐ヶ谷三二六
労働者　七二六名
参加者　六九名
関東労働者協会